

平成31年度版 (2019年4月から2020年3月まで) 五所川原市 家庭ごみ収集カレンダー

0-2
コース

金木 (旭ヶ丘団地、大東ヶ丘)・喜良市・更生


0-2


ごみの分別やし方は、「家庭ごみ分別表(保存版)」を確認してください。

※「家庭ごみ分別表(保存版)」を紛失した等の場合は、環境対策課(金木・市浦は総合支所窓口)で配布いたします。


◆ 年末年始の休みと「プラスチック類」の収集日が重なる場合は、代替日を設けております

 **燃やせるごみ**
(生ごみ、紙、木、布、革)

 **燃やせないごみ**
(ガラス、せともの、
ゴム、蛍光灯、電池等)

 **プラスチック類リサイクル**
(プラスチック容器、包装フィルム、
ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等)

 **資源リサイクル**
(ペットボトル、びん、缶)

 **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**
(新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、
小型家電製品、携帯電話、金属類等)

2019年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	△2	3	□4	△5	⑥
7	8	△9	◇10	11	△12	⑬
14	15	△16	17	□18	△19	⑳
21	22	△23	◇24	25	△26	㉑
28	△29	△30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	△2	◇3	4	△5	6
7	8	△9	10	□11	△12	⑬
14	15	△16	◇17	18	△19	20
21	22	△23	24	□25	△26	㉑
28	△29	△30	◇31			

10月

日	月	火	水	木	金	土
		△1	2	□3	△4	⑤
6	7	△8	◇9	10	△11	12
13	14	△15	16	□17	△18	⑲
20	21	△22	◇23	24	△25	26
27	△28	△29	30	□31		

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
			休1み	休2み	休3み	◇4
5	6	△7	8	□9	△10	⑪
12	13	△14	◇15	16	△17	18
19	20	△21	22	□23	△24	㉑
26	△27	△28	◇29	30	△31	

5月

※年に1度の**不燃系粗大ごみ**の無料回収は、5月から7月にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
			1	□2	△3	④
5	6	△7	◇8	9	△10	11
12	13	△14	15	□16	△17	⑱
19	20	△21	◇22	23	△24	25
26	△27	△28	29	□30	△31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	△2	3
4	5	△6	7	□8	△9	⑩
11	12	△13	◇14	15	△16	17
18	19	△20	21	□22	△23	㉒
25	△26	△27	◇28	29	△30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
					△1	②
3	4	△5	◇6	7	△8	9
10	11	△12	13	□14	△15	⑱
17	18	△19	◇20	21	△22	23
24	△25	△26	27	□28	△29	⑳

注：(休み) 年末年始はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	△4	5	□6	△7	⑧
9	10	△11	◇12	13	△14	15
16	17	△18	19	□20	△21	㉒
23	△24	△25	◇26	27	△28	29

※2020年度版カレンダーの発行は2020年2月25日頃を予定しています。

6月

日	月	火	水	木	金	土
						①
2	3	△4	◇5	6	△7	8
9	10	△11	12	□13	△14	⑮
16	17	△18	◇19	20	△21	22
23	△24	△25	26	□27	△28	㉑
30						

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	△3	4	□5	△6	⑦
8	9	△10	◇11	12	△13	14
15	16	△17	18	□19	△20	㉒
22	23	△24	◇25	26	△27	28
29	△30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	△3	◇4	5	△6	7
8	9	△10	11	□12	△13	⑭
15	16	△17	◇18	19	△20	21
22	23	△24	25	□26	△27	㉒
29	△30	休31				

「お願い」
①指定ごみ袋には必ず**町名・氏名(世帯主の名前をフルネーム)**を記入してください。
②収集日の**朝8時まで**に集積場所に出してください。
③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは**収集しません**のでご了承ください。

お問い合わせ

五所川原市役所 民生部 環境対策課 TEL 35-2111
<http://www.city.goshogawara.lg.jp>

「廃棄物処理法」により、廃棄物の「**不法投棄**」と「**野焼き**(ドラム缶など基準を満たさない焼却炉による廃棄物の焼却を含む)」は禁止されています。(5年以下の懲役又は**1,000万円(法人は3億円)以下の罰金**に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。)